

特別警報・暴風警報発表時の授業及び定期考査の対応について

■京都府南部、山城中部、山城南部のいずれかの地域において、

①特別警報 ②特別警報から切り替わったいずれかの警報 ③暴風警報 ④暴風雪警報
のいずれかが発表されている場合。

授 業	午前6時30分現在	自宅待機とする
定期考査	午前6時30分現在又はそれ以降	臨時休業とする ※実施できなかった考査については、考査最終日の翌授業日を新たな考査日として実施

■京都府南部、山城中部、山城南部のすべての地域において、

①特別警報 ②特別警報から切り替わったいずれかの警報 ③暴風警報 ④暴風雪警報
がすべて解除された場合

午前7時30分までにすべて解除されたとき	9時45分より始業
午前8時30分までにすべて解除されたとき	10時45分より始業
午前10時までにすべて解除されたとき	午後1時20分よりSHRを持ち、その後、午後の授業を行う

■午前10時現在も引き続き京都府南部、山城中部、山城南部のいずれかの地域において、

①特別警報 ②特別警報から切り替わったいずれかの警報 ③暴風警報 ④暴風雪警報
のいずれかが発表されている場合

臨時休業とする ※ただし、この場合はできるだけ早く回復措置を講じる

なお、生徒が在校中に特別警報・暴風警報または暴風雪警報が発表された場合は、関係機関と協議のうえ、校長が措置を決定する。